

監事監査報告書

令和 7 年 5 月 26 日

学校法人大垣総合学園

理事長 田口 義隆 様

学校法人大垣総合学園

監事

細江 敦 

監事

矢橋 恒武 

監事

高橋 利行 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人大垣総合学園寄附行為第14条の規定に従い、学校法人大垣総合学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の管理又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることを認める。